

| | | | |
|----|---------------------------|----|---|
| Q1 | 三世帯世帯とは何か。 | A1 | 親、子、孫が居住する三世帯以上の世帯をいいます。 |
| Q2 | こども世帯とはどういった世帯をさしますか。 | A2 | 18歳未満の子とそれを扶養する親とで成る世帯を言います。民法改正により18歳が成年年齢になりました。 |
| Q3 | 親世帯とはどういった世帯をさしますか。 | A3 | 天理市に住民登録されている方から成る世帯で、こども世帯の世帯主又はその配偶者どちらかの親が含まれる世帯を言います。 |
| Q4 | 同居とは何ですか。 | A4 | 親世帯及びこども世帯が同一敷地内に居住することをいいます。二世帯住宅及び同一敷地内の別棟も同居とみなします。 |
| Q5 | 近居とは何ですか。 | A5 | 近居とは、市外に居住するこども世帯が市内に転入し、または市内に居住する子世帯が転居し、親世帯と共に市内在住となることをいいます。ただし、こども世帯ではなく親世帯が転居し、近居となった場合は対象外です。 |
| Q6 | 住宅支援事業の対象となる住宅とはどんなものですか。 | A6 | 新築等より市内に取得した住宅で、こども世帯自らが居住するために所有するものを言います。建築基準法の基準を満たしている必要があります。また、併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が住宅である必要があります。 |
| Q7 | 改修工事とはどんなものが対象となりますか。 | A7 | 新規取得（令和3年4月1日以降取得）した住宅に、三世帯同居又は近居をするために行われる工事で、具体的には次の工事を言います。 ・間取りの変更等（間取りの変更、部屋の増築、玄関の増設等）、 ・設備の改修又は増設（キッチン、浴室、トイレ、洗面所の改修又は増設） ・断熱改修（屋根、天井、外壁、床、窓の断熱化） ・外構工事、カーポートの設置 等 なお、既存住宅への工事や次の費用は対象となりません。 土地のみの購入、家具や家電の購入・取付、倉庫・車庫の購入、太陽光発電設備の購入・設置、耐震改修、介護保険における住宅改修の対象工事、住宅以外の部分に関する工事、契約・登記・仲介手続 等 |
| Q8 | マンションでも助成金の対象となりますか。 | A8 | 賃貸ではなく、こども世帯自らが居住するのであればマンションも対象となります。 |

| | | | |
|-----|--|-----|---|
| Q9 | 個人同士の売買により市内に取得した住宅は対象外ですか。 | A9 | 個人同士の売買も対象となります。 |
| Q10 | 助成金交付の条件等のひとつに、『三世代同居及び三世代近居の開始後3年以上三世代同居又は三世代近居すること』とありますが、やむを得ない事情による場合は除かれています。具体的にはどういった場合ですか。 | A10 | 療養、転勤又は通学のため転居又は転出が必要となった場合や、不慮の事故等で死亡した場合などです。ただし、離婚など自己の都合により三世代同居、三世代近居でなくなってしまう場合は除きます。 |
| Q11 | 昨年に中古住宅の購入で助成金を受けましたが、今年は改修工事で受けることができますか。 | A11 | 1世帯につき1回を限度とする助成となっていますので、今年度の申請はできません。 |
| Q12 | 介護関連で助成金を受けますが、三世代同居の助成金も対象となりますか。 | A12 | 国や地方自治体の他の助成制度の補助を受けていない住宅費用に限りまので対象外となります。 |
| Q13 | 申請の時期はいつですか。 | A13 | 令和4年6月1日より受付を開始します。 支払い・所有権保存登記又は所有権移転登記（改修工事の場合は工事完了）・住民票異動すべての完了後に申請してください。 |
| Q14 | 郵送による申請はできますか。 | A14 | 申請に必要な書類の確認や内容に関して確認させていただくことがあるため、持参以外の方法（郵送やメールなど）では受付しません。添付書類を含む申請書類は印鑑（認印）を持参の上、建築課住宅係へ直接提出してください。 なお、申請書類の提出に来られる方は、ご家族の方でも構いませんが、内容の分かる方がお越しく下さい。 |
| Q15 | 親世帯と子ども世帯が同一世帯の場合、住民票の続柄で子、子の子が確認できても戸籍全部事項証明書の添付は必要ですか。 | A15 | 住民票で三世代の親子関係が確認できれば戸籍全部事項証明書の添付は不要です。 |
| Q16 | 建物登記事項証明書はなぜ必要ですか。 | A16 | 令和4年4月1日以降に新築（売買）された住宅か確認するために添付いただいています。親世帯の住宅に三世代同居される場合は、所有者を確認するために添付いただいています。 |

| | | | |
|-----|--------------------------|-----|--|
| Q17 | 建築基準法の検査済証はなぜ必要ですか | A17 | 違法建築物でないかを確認するために添付いただいています。売買の場合などは、購入先にご確認ください。（※年代により建築確認申請でも可能とする。） |
| Q18 | 40万円以上の対象費用がわかる書類は何ですか。 | A18 | 契約書または領収書で確認します。40万円以上の確認は、複数の書類の合計でも対象となります。 |
| Q19 | 助成金を返還しなければならない場合がありますか。 | A19 | 虚偽の申請やその他不正の方法により交付決定を受けた場合や、三世帯同居又は三世帯近居の開始の日から3年を経過する前にこれらを解消した場合は、助成金の交付の取り消しおよび返還を求める場合があります。離婚など自己都合によるものや、住宅の譲渡、交換、取り壊し、貸し付けしていた場合なども含みます。 |